

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 7 月 31 日 答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
厚生年金保険関係	4件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500207号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500066号

第1 結論

請求期間のうち、請求者の有限会社Aにおける平成21年7月1日から平成22年9月1日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。平成21年7月から平成22年8月までの標準報酬月額については、20万円から22万円とする。

平成21年7月から平成22年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月から平成22年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成19年4月3日から平成26年8月1日まで

有限会社Aから発行された請求期間に係る給料支払明細書によると、給与に見合う厚生年金保険料よりも高額な厚生年金保険料が控除されているので、請求期間について標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成21年7月1日から平成22年9月1日までの期間については、請求者が所持する有限会社Aの給料支払明細書により、請求者が、当該期間において厚生年金保険の記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う又は高い厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間のうち、平成21年7月1日から平成22年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成21年7月から平成22年8月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を社会保険事務所(当時)又は年金事務所に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所又は年金事務所

は、請求者の平成 21 年 7 月 1 日から平成 22 年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成 19 年 4 月 3 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、年金事務所は、被保険者資格の取得時の標準報酬月額の決定方法について、被保険者資格の取得時の報酬訂正を行うのは、固定的賃金や手当の算入もれ、明らかな計算誤りがあった場合等と考え、差異が生じたとしても、被保険者資格の取得時の報酬訂正は行わない旨の回答をしている。

また、請求期間のうち、平成 19 年 9 月 1 日から平成 21 年 7 月 1 日までの期間及び平成 22 年 9 月 1 日から平成 25 年 2 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が厚生年金保険の記録により確認できる標準報酬月額を超えないことが確認できる。

これらのことから、平成 19 年 4 月 3 日から同年 9 月 1 日までの期間、平成 19 年 9 月 1 日から平成 21 年 7 月 1 日までの期間及び平成 22 年 9 月 1 日から平成 25 年 2 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

- 2 請求期間のうち、平成 25 年 2 月 1 日から平成 26 年 8 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、請求者が所持する有限会社 A の給料支払明細書により、当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる報酬月額に基づき算定した標準報酬月額が、厚生年金保険の記録と同額であることから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正することはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500024号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500067号

第1 結論

請求者のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和42年12月1日、喪失年月日を昭和44年7月24日に訂正し、昭和42年12月から昭和43年9月までの標準報酬月額を2万4,000円、昭和43年10月から昭和44年6月までの標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

昭和42年12月1日から昭和44年7月24日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和42年12月1日から昭和44年7月24日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和42年12月1日から昭和44年7月24日まで

厚生年金保険の記録では、昭和42年12月1日から昭和44年7月24日までが被保険者期間となっていない。当該期間はA株式会社のB施設(C施設内)に勤務し、D部署で働いていたので、請求期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の陳述から、請求者は請求期間においてA株式会社のB施設に継続して勤務していたことが確認できる。

また、複数の上司がB施設で働いていた者は全員が正社員だったと陳述しており、当時の人事担当課長はB施設のD部署(以下「D部署」という。)で働いていた者は正社員で、通常、厚生年金保険に加入し厚生年金保険料を控除していた旨を回答している。

さらに、請求者、複数の上司及び同僚は、D部署で働いていた者は10人ほどいたと陳述している上、同僚の一人は請求期間中にD部署で働いていた他の同僚11人の名前を挙げており、当該同僚を含む12人全員に厚生年金保険の記録があることが確認できることから、請求期間当時、D部署で働いていた全ての者が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、請求期間に請求者と同じD部署で働いていた複数の同僚の厚生年金保険の記録から、請求期間のうち昭和42年12月から昭和43年9月

までの期間については2万4,000円、昭和43年10月から昭和44年6月までの期間については2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社は昭和55年10月23日に会社清算終了しており、親会社であったE株式会社のF部は、請求者に係る届出や保険料納付について、資料がなく不明と回答しているが、昭和42年12月から昭和44年7月までの期間において、A株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿に整理番号の欠番が見当たらないことから、請求者に係る厚生年金保険の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から請求者に係る厚生年金被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和42年12月1日から昭和44年7月24日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500244号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500069号

第1 結論

請求者の株式会社Aにおける平成15年8月25日の標準賞与額を2,000円、平成16年2月25日の標準賞与額を2,000円とすることが必要である。

平成15年8月25日及び平成16年2月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月25日及び平成16年2月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年2月25日

年金事務所からの通知により、株式会社Aにおいて請求期間①及び②に支給された賞与の記録がないことがわかったので、調査のうえ、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

株式会社Aの代表清算人から提出された資料により、請求期間①及び②に請求者に支給された賞与から控除されたと考えられる社会保険料の合計金額が確認できる。

また、請求者は、請求期間①及び②に支給された賞与額はおおむね同額であったと陳述しているところ、上記資料で確認できる社会保険料の合計金額を基に算出した賞与額は請求者が陳述している賞与額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間①及び②に株式会社Aから賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①及び②の標準賞与額については、上記資料及び請求者の陳述により算出した賞与額から、2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成15年8月25日及び平成16年2月25日における請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについて、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500156号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500070号

第1 結論

請求者の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和53年10月30日から同年11月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

昭和53年10月30日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和53年10月30日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年10月30日から同年11月1日まで

厚生年金保険の記録では、昭和53年10月30日から同年11月1日までの期間が被保険者期間となっていない。昭和53年4月1日から昭和55年8月29日まで株式会社A及びB株式会社(現在は、株式会社C)に継続して勤務していたので、当該期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の陳述により、請求者が株式会社A及びB株式会社に昭和53年4月1日から昭和55年8月29日まで継続して勤務(株式会社Aから関連会社であるB株式会社に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、同僚の陳述により、昭和53年11月1日とすることが必要である。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、請求期間前後の厚生年金保険の記録から、9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和53年10月30日から同年11月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500139号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500068号

第1 結論

請求者は、請求期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年6月8日から同年9月1日まで

請求期間については、事業所が第一子に係る健康保険厚生年金保険育児休業等取得者終了届(以下「終了届」という。)及び第二子に係る健康保険厚生年金保険育児休業等取得者申出書(新規)(以下「取得届」という。)の提出を失念しており、平成26年10月30日に当該手続きを行った。このため、徴収権の時効により、請求期間に係る厚生年金保険料の納付ができず、年金額に反映しないこととなった。ついては、事業所及び私が上記期間に係る厚生年金保険料を納付する意思があるので、年金額に反映する期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録により、当初、請求者の請求期間を含む平成22年*月*日から平成24年*月*日までについては、第一子に係る厚生年金保険法第81条の2に基づく育児休業等期間中の厚生年金保険料徴収免除期間であったことが確認できる。

また、株式会社Aの事業主は、「平成24年*月*日に第二子の出産があったことから、本来ならば、第一子に係る終了届(終了日は同年*月*日)及び第二子に係る取得届(取得日は同年*月*日)を年金事務所に提出すべきところ、双方の届出を失念していた。」として、平成24年6月分、同年7月分及び同年8月分の厚生年金保険料納付期限から2年以上経過後の平成26年10月30日付けで、第一子に係る終了届及び第二子に係る取得届を年金事務所に提出したことから、請求期間については厚生年金保険法第75条本文の規定に基づき、年金額の計算の基礎とならない被保険者期間と記録されている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正が行われるのは、請求者が事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認または推認できる場合とされているところ、事業主は、「厚生年金保険料を控除していない。」と回答しているとともに、当該事業主から提出された賃金台帳により、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500187号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500071号

第1 結論

請求期間について、請求者のA株式会社(現在は、B株式会社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年6月1日から昭和47年7月1日まで

昭和47年6月までA株式会社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では同社における被保険者資格喪失日が昭和45年6月1日となっている。資格喪失年月日を昭和47年7月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)で請求期間の一部に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の3人は、請求者が同社に勤務していたと陳述していることから、請求者が、期間の特定はできないものの、請求期間の一部において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、請求期間当時の事業主は既に死亡しており、現在の事業主は、当時の資料はなく、請求どおりの厚生年金保険被保険者資格に係る届出をしていたか、請求期間に係る厚生年金保険料を請求者の給与から控除していたかについてはいずれも不明としている。

また、被保険者名簿で請求期間又は請求期間に近接する期間に厚生年金保険の被保険者記録があり、所在が確認できた同僚14人に照会をしたが、いずれの者からも請求者の請求期間における社会保険への加入や請求期間に係る厚生年金保険料の控除等について具体的な陳述を得ることはできない。

さらに、被保険者名簿における請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日はオンライン記録と一致しており、同名簿において請求期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名はなく、整理番号に欠番もない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。